

令和 7 年 4 月 9 日

電力・ガス取引監視等委員会

株式会社 JERA から追加報告を受領しました

電力・ガス取引監視等委員会(以下「当委員会」といいます。)は、令和 6 年 11 月 12 日の株式会社 JERA に対する業務改善勧告を踏まえて、同社が同年 12 月 12 日に提出した報告書に不十分な点があるとして、同年 12 月 27 日に同社に対して追加報告を要請しました。これを受けて、令和 7 年 3 月 31 日付けで、同社から追加報告書の提出があり、今般、当委員会でその内容を確認し受領しましたので、お知らせします。

1. 概要

当委員会は、令和 6 年 11 月 12 日に株式会社 JERA に対し、スポット市場における継続的な未供出を発生させていたことについて、相場操縦に該当するとして業務改善勧告を実施しました([令和 6 年 11 月 12 日 経済産業省プレスリリース](#))。

その後、業務改善勧告を踏まえて、同社が同年 12 月 12 日に提出した再発防止策等をまとめた報告書について、当委員会が内容を精査したところ、業務改善勧告に対する報告として不十分な箇所があると認めました。そのため、同 27 日に、JERA に対し、令和 7 年 3 月 31 日を期限として、当委員会に対して追加報告を行うよう要請しました([令和 6 年 12 月 27 日 経済産業省プレスリリース](#))。

本日開催した当委員会において、同社から提出のあった報告書について不十分な点がないことを確認しました。

2. 当委員会の対応

当委員会は、既報のとおり、令和 7 年 12 月 26 日までを同社の集中改善期間としています。引き続き、本件に関連する JERA の対応について重点的に確認・指導してまいります。

(本発表資料のお問合せ先)

電力・ガス取引監視等委員会 事務局

取引制度企画室長 石井

担当者: 篠崎、羽田

電 話: 03-3501-1558(直通)